

本要求ニ對シ誠意ヲ示ササレハ如何ナル行動ニ出ツルヤニ
係リ難ク其ノ責任ハ會社ニアルモノト承知セラレ度ト述ハ
タルニ對シ

會社今井課長ヨリ會社ハ最初ヨリ誠意ヲ以テ臨ミ居ルヲ以
テ諸君ニ及有セラレ要求ニ對シテ之ニ慎重再考セラレン事ヲ
望ムト述ハ交渉決裂シ交渉員ハ平穩ニ引揚セリ

二 會社側

本工場臨時休業発表後分工場従業員ノ動搖ヲ憂慮シ二十日午
前八時分工場井出工課長ハ従業員代表止利平次以下五名ヲ
召集シ整學運動マサル様警告シ高會社ニ於テハ勞動機卸従業員
負諸君ニ告グト願スル會社ノ態度ヲ明記セシ印刷物ヲ従業員
全部ニ配布シ之ヲ諒解シ努メツアリ
尚帳二十一日分工場従業員ヨリ嘆願セシ
本工場ノ解雇取消

三 労働者側

(1) 労働者代表者 社事ヲ分工場ヲ持ツルニカレコト
等ニ周知會社幹部會ヲ肉體シニ於テ午後四時分本工場井出課
長ヨリ第一項第二項ハ拒絶シ第三項ハ之ヲ承認シ本工場ノ社
事ハ分工場ニ強對持テ止マサレ旨ニ回答セリ

(2) 労働者側
○ 労働者代表者 集合セシ團員約二百名位ハ夫々對策委員ノ指
揮ヨリ警備員ト称シテ工場附近ニ於テ會社重役等ノ出入
ヲ監視スルニツマリ

二十一日午前十時頃交渉會員ノ際ハ三田四國町會社附近ニ
約百名位蟻集シ氣勢ヲ揚ケントシラレシ所轄署警成員ニ依
リ解散セラル、尚今日午後六時三十分ヨリ其區三田一ノニ
大天師堂ニ於テ爭議真相発表演說會ヲ開催シ氣勢ヲ揚ヘタリ

(3) 分工場従業員ノ動靜